

外務大臣に代わつて

国際連合局長

国際連合大学長 ジェームズ・M・ヘスター 殿

大

川

美

雄

I b

[JAPANESE TEXT — TEXTE JAPONAIS]

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、国際連合大学本部に關する国際連合と日本国との間の協定第十六項 2(c)に關し、日本国政府の代表者と国際連合大学の代表者との間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

同項に基づいて減免される税は、日本国の関係税法に規定された自動車重量税、揮発油税、地方道路税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税とする。

本大臣は、貴官が前記の了解を国際連合大学に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年六月十八日に東京で